

令和元年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等  
評価・検証事業 公募要領

令和元年 9 月  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

## 1. 事業の目的

我が国は、平成 27 年 7 月に地球温暖化対策推進本部にて、国内の排出削減・吸収量の確保により、平成 42 年度に温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で、26.0%減（平成 17 年度比で 25.4%減）の水準にするとの削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出しました。その後、COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、全ての国が参加する公平で実効的な令和 2 年（2020 年）以降の法的枠組みとしてパリ協定が採択されたことを踏まえ、この目標の達成に向けて、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策計画が閣議決定されたところであり、平成 28 年 11 月に、パリ協定を締結しました。

また、環境省では廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成 28 年 1 月 21 日に変更し、廃棄物エネルギー利用の観点での目標値を設定するとともに、エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用等の取組を進めることとしています。

しかしながら、中小規模（特に 100t / 日未満）の一般廃棄物処理施設（以下「中小廃棄物処理施設」という。）では、発電などの余熱利用が十分に行われておらず、また、中小廃棄物処理施設を有する主に中小規模の自治体では、先導的な廃棄物処理技術に関するノウハウが蓄積されていないことから、中小廃棄物処理施設での廃棄物エネルギーの有効利用に向けて、先導的な技術システム化等の導入が求められています。

このため、環境省では、中小廃棄物処理施設での廃棄物エネルギーの有効活用を促進する観点から、自治体と企業が連携して先導的な技術の評価・検証し、その成果や技術的知見を広く水平展開するために本事業を実施します。そこで、この度、中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等の有効性を評価・検証することを目的とした事業の公募を行います。

## 2. 実施対象事業

実施対象事業は、次の（1）～（7）のいずれにも該当し、又は の事業について、導入コストの低減や CO<sub>2</sub> 排出量の削減に関する評価・検証を行う取組であることとします。また、事業の有効性、エネルギー削減効果、CO<sub>2</sub> 排出量削減効果その他の環境負荷低減効果を評価・検証し、かつ、経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を評価・検証するものであることとします。

- 先導的廃棄物処理システム化技術評価・検証事業  
( 廃棄物処理システム一体として検証等を行う事業 )
- 先導的廃棄物処理要素技術評価・検証事業  
( 廃棄物処理システム全体ではなく、システムの一部要素 ( 例えば、破碎機や分別機等 ) に関する技術について検証等を行う事業 )

- ( 1 ) 廃棄物エネルギーの有効利用等に伴うエネルギー使用量の削減によりエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 削減に資する取組であること。
- ( 2 ) 自治体 ( 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ) と民間企業等が共同・連携して行うものであること。
- ( 3 ) 先導的な廃棄物処理技術 ( 別紙 1 参照 ) に係る評価・検証事業であること。
- ( 4 ) 中小廃棄物処理施設に活用できる技術であること。
- ( 5 ) 廃棄物処理技術のメカニズムが科学的に確立されていること。
- ( 6 ) 評価・検証終了後の出口戦略 ( 例 : 事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケジュール等 ) が明確であること。
- ( 7 ) 評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、中小廃棄物処理施設への導入が期待される事業であること。

### 3 . 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の ( 1 ) ~ ( 5 ) のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同申請も可能です。ただし、共同申請の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

- ( 1 ) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ( 2 ) 民間企業
- ( 3 ) 独立行政法人通則法 ( 平成 11 年法律第 103 号 ) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ( 4 ) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人
- ( 5 ) その他法律によって直接設立された法人

### 4 . 事業費・採択件数・事業実施期間

#### ( 1 ) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象とします。

直接 経費	設備 備品費	備品の購入は原則認めない（備品は、取得価格が 50,000 円以上の物品をいう）。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。	
	消耗品 費	取得価格が 50,000 円未満の物品 取得価格が 50,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない。 （試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）	
	人件費 ・ 謝金	人件費	事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費 ・機関で直接雇用する研究員の人件費及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向者の経費等 事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員、秘書等
		謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 （外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等） * 個人に委嘱したものを想定
	旅費	旅費に関わる以下の経費 ・事業を実施するに当たり外国・国内出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの招へい経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・赴帰任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等	
	その他	印刷 製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費 （チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代）
		会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用 （委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代等）
		通信 運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 （電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵

		便料等)
	光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	その他諸経費	<p>上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料</li> <li>・施設・設備使用料</li> <li>・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上)</li> <li>・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)</li> <li>・成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等)</li> <li>・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費</li> <li>・保険料(事業に必要なもの)</li> <li>・振込手数料</li> <li>・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等)</li> <li>・薬事相談費</li> <li>・薬品・廃材等処理代</li> <li>・書籍等のマイクロフィルム化・データ化</li> <li>・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く)</li> </ul>
	一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費(直接経費(外注費、再委託費、共同実施費を除く)に10分の1.5を乗じて得た金額以下)
	外注費	<p>外注に関わる以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費</li> <li>・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の外注にかかる経費</li> <li>・設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の外注にかかる経費</li> <li>・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の外注にかかる経費等</li> <li>・試作機等を外注して製作等する場合にかかる経費</li> </ul>

再委託費 共同実施費	委託先が委託業務の一部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）
---------------	--

設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

製作した試作機等は、事業終了までに伴い解体・撤去を行うこと。

## （２）事業費と採択件数

下記のとおり予定しています（ 、 で2～3件程度採択予定）。

先導的廃棄物処理システム化技術評価・検証事業：1件あたり1～2億円程度

先導的廃棄物処理要素技術評価・検証事業：1件あたり0.5億円程度

応募に当たり、環境省幹部及び担当官へ採択の陳情等は厳に慎んでください。

また、合否通知以前に環境省幹部及び担当官へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

## （３）事業実施期間

原則として、2年間以内とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の評価・検証内容の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年度目の事業費を見積もることになりますが、2年度目の事業費については、前年度末に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

## 5．選考

### （１）選考方法

各種要件を満たしているか等について事前審査（書類審査）を行った上で、有識者で構成される中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において応募者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査（書類審査）に合格した応募者のみ審査委員会にご出席頂き、応募内容の発表・質疑応答を受けて頂きます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。

・事前審査（書類審査）：11月中旬

・審査委員会：11月下旬

### （２）選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

- ・事前審査（書類審査）

廃棄物エネルギーの有効利用等に伴うエネルギー使用量の削減によりエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 削減に資する取組であること。

自治体（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合）と民間企業等が共同・連携して行うものであること。

先導的な廃棄物処理技術（別紙 1 参照）に係る評価・検証事業であること。

中小廃棄物処理施設に活用できる技術であること。

廃棄物処理技術のメカニズムが科学的に確立されていること。

評価・検証終了後の出口戦略（例：事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。

評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、中小廃棄物処理施設への導入が期待される事業であること。

・審査委員会（詳細は別添をご覧ください。）

課題設定の妥当性

事業における環境影響改善効果の評価方法

実現した場合の CO<sub>2</sub> 排出量等の削減効果の見込み

事業計画・スケジュール

事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略

（ 3 ）選考結果

選考結果は、令和元年 11 月中旬（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

6 . 応募方法

（ 1 ）応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、応募様式一式（正本 1 部、副本 8 部）、応募様式一式の電子データが格納された CD-R 1 部を同封し、以下の提出先まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参してください。また、参考資料として、事業概要がわかる概要スライド等もあわせて提出をお願いします。

郵送する場合は、包装の表に「令和元年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業応募書在中」と明記してください。

なお、電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。また、提出された応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

（ 2 ）応募書提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当：大沼、田中、大築

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

(3) 応募書受付期間

令和元年 10 月 30 日 (水) 18 時 (必着)

7. 注意事項

(1) 契約の形態

事業ごとの具体的な金額については、事業計画を精査の上決定します。審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。見積もりに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については大幅な査定の対象とします。また、採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 採択された場合の留意点

採択された場合は、担当官の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。特に、対象経費については、明確な積算根拠を提出していただくので、事業申請の段階から積算根拠の明確化に努め、書類の提出等を速やかに行っていただくようお願いします。

各採択事業は、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくこととなりますが、採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係る CO<sub>2</sub> 削減効果等の環境負荷低減効果及び経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を第三者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びに環境負荷低減効果及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、担当官の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告（口頭）並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、ご承知ください。現時点で想定している採択後のスケジュールは以下の通りです。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ・事業の実施       | : 令和元年 12 月頃～         |
| ・成果報告書（案）の提出 | : 令和 2 年 2 月末日        |
| ・評価検討会での最終報告 | : 令和 2 年 3 月上旬～ 2 月中旬 |
| ・成果報告書の提出    | : 令和 2 年 3 月末         |

また、環境省が事業発注する委託業務の委託契約であるため、事業終了後、経費算出の根拠資料等を申請者から支援委託業務の受託者宛に提出して頂き、『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』において示す経理処理に準じた精算の上、支払額が確定することになります。

『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』

< [http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\\_03.html](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html) >

事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、その後の進捗等について報告を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

### (3) 成果の公表・発表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。また、環境省にて実施する成果報告会等での発表の協力を依頼する場合があります。

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 本事業に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、原則として環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (4) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。



(別添)

令和元年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等  
評価・検証事業 評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分
課題設定の妥当性	新規性があり、中小廃棄物処理施設に関する廃棄物処理の具体的課題を設定し、その課題の解決に向けた事業であるか。	20
事業における環境改善効果の評価方法	提案された事業の実施によって実現されるCO <sub>2</sub> 排出量の削減効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境負荷の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	20
実現した場合のCO <sub>2</sub> 排出量等の削減効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、CO <sub>2</sub> 排出削減量やコスト削減効果が見込まれているか。また、その削減量は定量的に示されているか。	20
事業計画・スケジュール	提案された事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。	20
事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略	提案された事業の内容が、経済的及び技術的側面から見て将来的な展開の可能性が高いといえるか。また、事業終了後の出口戦略が具体的に提案されており、評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、中小廃棄物処理施設への導入が期待されるものであるか。	20
合計		100
各項目の点数に係数を乗じて得点を算出し、満点は100点とする。 事業費の妥当性についても、あわせて審査を行う。		

< 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理技術の例 >

	廃棄物のガス化による高効率発電技術
	ボイラータービン方式等による高効率発電技術
	既存技術の最適化・組み合わせによるエネルギー回収等技術 (改良・改造時含む)
	その他、廃棄物処理施設における効率的な維持管理技術